

【別紙】

1 当事者の概要

- (1) 申立人組合は、中小企業で働く労働者を中心に組織された、業種に関わりなく一人でも加入できるいわゆる合同労組であり、本件申立時の組合員数は、約400名である。
- (2) 被申立人会社は、肩書地に本社を置き、マンションや戸建て住宅を対象とする室内コーティングの販売、施工及び室内リフォームを主な事業としており、令和5年1月時点で、東京支社を有するほか、東京都外に支店及び営業所を有している。本件申立時の従業員数は、アルバイト労働者を含めて約100名である。

2 事件の概要

平成29年7月、会社に勤務するアルバイト労働者は、組合に加入するとともに組合のスリーエス分会を結成した。

令和4年7月11日、組合は、会社に対し、アルバイト労働者である組合員10名を正社員に登用することを要求する申入れを行った（以下、この申入れを「本件申入れ」といい、組合が本件申入れにより正社員登用を求めた組合員10名を「本件組合員ら」という。）。

8月2日、組合と会社との間で団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）が開催された。本件団体交渉において、会社の当時の社長は、本件申入れを受け入れられないと述べ、その理由として、この7年間の組合員の対応や言動を見ると、会社に対する協力的な気持ちが見えず、会社を敵とか嫌っているというふうに感じていた旨や、組合員が主に行っている仕事の受注件数が減少してきているなどの現状では、本件組合員らの正社員登用を求める要望には応えかねる旨を述べた。

本件は、以下の点が争われた事案である。

- (1) 組合が本件組合員らの正社員への登用を申し入れた本件申入れに対し、会社がそれを拒否したことは組合員であることを理由とした不利益取扱い又は組合に対する支配介入に当たるか否か（争点1）。
- (2) 本件申入れに対し、4年8月2日の本件団体交渉において、会社がそれに応じない理由を述べたときの当時の社長の発言は、組合活動に対する支配介入に当たるか否か（争点2）。

3 主文の要旨 <全部救済>

- (1) 会社は、組合の組合員であることを理由に、組合員の正社員登用を拒否してはならない。
- (2) 会社は、組合の組合員を正社員に登用しない理由が団体交渉における組合員の態度や言動であるなどと発言して、組合の組織運営に支配介入してはならない。
- (3) 文書交付及び掲示（要旨：4年8月2日の団体交渉において会社が本件申入れを拒否したこと及び本件申入れに応じない理由を述べたときの会社の発言が不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）
- (4) 上記(3)の履行報告

4 判断の要旨

- (1) 争点1について

本件団体交渉の当時、会社における正社員数や正社員登用者数の推移から、会社が本件組合員ら10名を直ちに正社員に登用できたとは考え難い状況にあったことを踏まえても、本件団体交渉における当時の社長の発言からすると、会社は、分会結成以降の労使関係において見られた本件組合員らの会社に対する態度や言動を最大の理由として、それ以外の要素は十分に検討せずに本件申入れを拒否したとみるべきであり、その結果、組合が、本件組合員ら一人一人が正社員登用制度の定める要件を満たしているか否かや、直ちに正社員に登用され

ることが困難であるとしても将来的に組合員が正社員に登用される可能性について、会社と本件申入れに係る協議を継続することもできなくなったことからすると、組合が本件組合員らの正社員への登用を申し入れた本件申入れに対し、会社がそれを拒否したことは、組合員であることを理由とした不利益取扱い及び組合の組織運営に対する支配介入に当たるといふべきである。

(2) 争点2について

本件団体交渉において、本件組合員らを正社員に登用しない理由が団体交渉などにおける本件組合員らの態度や言動である旨などを述べている当時の社長の発言は、組合嫌悪の情をあらわにしたものであるとともに、組合員が団体交渉をはじめとする労使間の協議に参加して発言することへの威嚇的效果を有し、組合活動を阻害するものであり、組合の組織運営に対する支配介入に当たるといふべきである。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 申立年月日 | 令和4年10月21日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和7年3月4日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和7年5月21日 |